

## 自治金融制度の融資利率の改定について（お知らせ）

標記につきまして、下記のとおり改定される旨、県信用保証協会から連絡がありましたのでお知らせいたします。

### 記

1 貸付利率の基準改正

別添：県信用保証協会からの通知をご確認ください。

2 新融資利率

改定後	改定前
年2.00%	年2.30%

3 実施日 令和8年4月1日（水）

（令和8年4月1日（水）保証申込受付分から）

（参考） 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金の融資利率  
令和8年2月2日から、年2.40%に改定

※今回改定の融資利率については茨城県信用保証協会ホームページ(<http://www.icgc.or.jp/>)でもご覧になれます。ご参照ください。